

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

横芝光町は、令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

千葉県横芝光町長

公表日

令和6年12月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給に関する事務
②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の特定公的給付として指定された「令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務
③システムの名称	特別定額給付金システム 統合宛名システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
住民税非課税世帯特別給付金支給対象者ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表135の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) なし (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	横芝光町役場 福祉課
②所属長の役職名	福祉課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	横芝光町役場 総務課行政班 千葉県山武郡横芝光町宮川11902 0479(84)1211
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	横芝光町役場 福祉課社会福祉班 千葉県山武郡横芝光町宮川11902 0479(84)1257
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年1月14日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年1月14日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	------------------------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[人手を介在させる作業はない]

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、情報照会する際には、4情報又は住所を含む3情報による照会を行っている。

9. 監査

実施の有無	[<input type="checkbox"/> 自己点検]	[<input checked="" type="checkbox"/> 内部監査]	[<input type="checkbox"/> 外部監査]
-------	-----------------------------------	--	-----------------------------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	---------------------------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[全項目評価又は重点項目評価を実施する]

最も優先度が高いと考えられる対策	[<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]
<選択肢>	
1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策	
2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策	
3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	
4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策	
5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	
6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策	
7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策	
8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	
9) 従業者に対する教育・啓発	

当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------	------------------------------------	---

判断の根拠		横芝光町情報セキュリティポリシー及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏洩・滅失・毀損を防ぐための物理的な安全管理措置、技術安全管理措置等を講じている。特定個人情報を含む書類の保管はなく、情報ネットワークシステムによる特定個人情報の取扱いとなるため、システムへのアクセス制限を設定し対策を講じていることから、対策は「十分である」と考えられる。
-------	--	---

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月25日	新規作成				
令和6年12月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠の欄	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、「番号法」) 第9条第1項、別表第1 第101項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表I35の項	事後	番号法改正による
令和6年12月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第2 第121項 「子育て世帯への臨時特別給付(令和3年度補正予算分)及び住民税非課税世帯等臨時特別給付金の事務に係るマイナンバー制度に基づく情報連携の特例対応について」(令和3年12月22日付け府政経第425号) (情報提供ネットワークシステム及び情報連携関係システム上は、令和4年6月のデータ標準レイアウト改版後に可能となる予定。それまでの暫定的な措置として、「高額障害児通所給付費の支給決定」の事務手続を転用)</p> <p>■情報提供なし</p>	<p>(情報提供の根拠) なし (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項</p>	事後	番号法改正による
令和6年12月27日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		項目の追加	事後	様式変更による